

平成22年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	47	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税(外形) 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 <u>その他(都市計画税)</u>		
要望項目名	成田国際空港株式会社が所有する業務用固定資産に係る課税標準の特例措置の延長		
要望内容(概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 空港基本施設の用に供する固定資産・航空保安施設の用に供する固定資産 ・ 特例措置の内容 現在講じられている成田国際空港株式会社が所有する業務用固定資産にかかる課税標準の特例措置（3分の2）について、その適用期限を平成23年度まで延長する。 		
関係条文	地方税法附則第15条第42項 地方税法施行令附則第11条第60項		
要望理由	<p>① 完全民営化までの経過措置の必要性</p> <p>平成19年6月の閣議決定により完全民営化の方針が決定され、早ければ、平成22年度の完全民営化を目指して個別法の廃止や株式の売却に向けた作業を行ってきたところである。しかしながら、昨年8月に内閣官房長官及び国土交通大臣の下に設置された「空港インフラへの規制のあり方に関する研究会」において、成田空港会社の今後の取扱いについて検討した結果、首都圏の空港容量が将来的に限界に達することが予想されている中で、成田空港の能力拡大は、我が国の航空政策上極めて重大な課題であり、成田空港の設置・管理については、当面、国が主体的に関与できる余地を残し、完全民営化については段階的に行うべきと提言された。</p> <p>このような状況を踏まえ、成田空港の高い公共性・公益性を維持し、国際拠点空港としての役割を一層強化していくために、当面、国として一定の関与を継続することとしたため、引き続き本特例措置により会社の負担を軽減することが不可欠である。</p> <p>② 空港容量の更なる拡大による国際競争力の強化の必要性</p> <p>首都圏では、平成22年3月には成田空港において（現行の年間20万回が22万回へ増加）、同年10月には羽田空港において、空港容量の拡大が予定されているものの、その後、首都圏の空港容量が限界に達すると見込まれている。</p> <p>我が国経済の国際競争力の強化を図るとともに、観光立国を推進していく上で、成田空港の更なる容量拡大が喫緊の課題であり、成田空港会社では新たに発着回数30万回を目指す方針を示すとともに、政府としても平成21年3月の閣議決定において、発着回数30万回への拡大に向けた取り組みを支援すること等の方針が決定されたところである。現在、国、県、空港周辺市町及び成田空港会社で構成する協議会において、空港容量の更なる拡大に向けた調整を進めている。</p> <p>このような状況を踏まえて、成田空港においては、更なる空港容量拡大に必要な施設の整備を継続的に行うことが求められており、特に今後2年間は、新たな誘導路の整備等の設備投資を早急に行う必要がある。しかしながら、昨今の景気低迷、インフルエンザ等によって、成田空港会社の経営は大変厳しい状況にあることから、国の航空政策に合わせた更なる空港容量拡大のための多額の設備投資を行うには、少なくとも平成23年度までの2年間について、引き続き本特例措置により会社の負担を軽減することが不可欠である。</p> <p>なお、国、県、空港周辺市町及び成田空港会社が参加する「成田国際空港推進都市づくり会議」においては、発着回数が30万回になった場合の千葉県内への経済波及効果が年間約1兆1千億円の増加(対平成19年比)と試算されており、空港容量の更なる拡大が地域経済の活性化にも大きく寄与することが定量的にも確認されている。</p>		
減収見込額	(初年度)	— (1,099)	(平年度) — (1,099) (単位：百万円)
外の措置	既存	・ 国税	・ 融資、補助金その他

22 要 年度 の 望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税 ・ 融資、補助金その他
過 去 の 要望経緯	<p>創設 昭和 40 年度（恒久措置）※特例率 1/2</p> <p>延長 平成 16 年度（平成 20 年 3 月まで）※民営化に伴い特例率 1/2 のまま時限措置化</p> <p>延長 平成 19 年度（平成 22 年 3 月まで）※特例率を 1/2 から 2/3 に縮減し延長</p>
本要望に 対応する 縮 減 案	